

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用に関する管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県（以下「県」という。）が商標登録出願中の青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」（以下「県産品ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 県産品ロゴマークは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 別表1に掲げる指定区分の商品に使用する場合
- (2) その他県産品ロゴマークの認知度向上等のため指定区分以外の商品及び役務に使用する場合

(管理を行う機関)

第3条 県産品ロゴマークに係る使用の許諾及び管理は、県が行う。

(使用申請)

第4条 県産品ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用申請書（様式第1―1号。以下「使用申請書」という。）を県に提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 県産品ロゴマークを商品等へ使用するとき、使用申請書に、産地証明書（様式第1―2号）のほか、使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

(使用許諾)

第5条 県は、申請の内容がいずれかに該当する場合は、前条第1項の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができない。

- (1) 県産品ロゴマークの使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (2) 別に定める「青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」利用マニュアル（以下、「利用マニュアル」という。）」に合致していないと認められる場合
- (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められる場合
- (4) 県産品ロゴマークの使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じる恐れがある場合
- (5) その他県産品ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

- 2 県は、使用を許諾するときは、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用許諾書

(様式第2号)により申請者に通知する。

- 3 県は、前項の規定により許諾をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 県産品ロゴマークの使用期間は、使用を許諾した日から起算して3年以内とする。

- 2 使用期間満了後において、引き続き使用しようとするときは、改めて第4条の申請を行い、前条の許諾を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の使用許諾書の通知を受けた者(以下「使用者」という。)は、県産品ロゴマークの使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条により許諾を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 県産品ロゴマークの表示は、別に定める利用マニュアルのとおりとすること。
- (3) 県産品ロゴマークの使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 県産品ロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に負担を生じさせないこと。
- (6) 県が県産品ロゴマークの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。
- (7) 県産品ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。
- (8) 県産品ロゴマークの使用許諾を受けて商品への添付を目的とした製作物(シール等)について、使用許諾を受けていない者に使用させないこと。また、販売しないこと。

(使用許諾の変更)

第8条 使用者は、使用許諾を受けた事項に変更が生じるときは、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用許諾変更申請書(様式第3号)に変更後の見本を添えて県に提出し、改めて変更後の使用許諾書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、県産品ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

(使用許諾の取り下げ)

第9条 使用者は、県産品ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、青森県産品ロゴ

マーク「AOMORI ONE」使用中止届（様式第4号）を県に提出しなければならない。

（使用許諾の取り消し）

第10条 県は、前条の申請をしていない者であっても、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許諾を取り消すことができる。

（1）使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

（2）使用者が第5条の使用許諾要件のいずれかに該当するに至ったとき。

（3）その他県産品ロゴマークのイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の許諾が取り消しになった者は、使用許諾取り消し後2週間以内に、商品等を廃棄しなければならない。

3 県は、使用者が前項の規定により使用の許諾を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第11条 県産品ロゴマークの使用料は、無料とする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 使用者は、第5条の許諾を受けた権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

（管理）

第13条 県は、県産品ロゴマークの適切な管理のため、使用許諾の状況について管理台帳に記載し、管理するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 4 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

指定商品・役務及び区分

第 2 0 類	青森県産のクッション，青森県産の座布団，青森県産のまくら，青森県産のマットレス，青森県産の浴室用腰掛け，青森県産のネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），青森県産のうちわ，青森県産の扇子，青森県産の犬小屋，青森県産の小鳥用巣箱，青森県産のペット用ベッド，青森県産のきятたつ及びはしご（金属製のものを除く。），青森県産の郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），青森県産のスーパーマーケットで使用する手提げ用買物かご（金属製のものを除く。），青森県産の家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），青森県産の紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。），青森県産のタオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），青森県産の家具，青森県産の屋内用ブラインド，青森県産のすだれ，青森県産の装飾用ビーズカーテン，青森県産の屋内用日よけ，青森県産の風鈴，青森県産のつい立て，青森県産のびょうぶ，青森県産のベンチ，青森県産のアドバルーン，青森県産の木製又はプラスチック製の立て看板，青森県産の木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念カップ，青森県産の木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念たて，青森県産の懐中鏡，青森県産の鏡袋，青森県産の揺りかご，青森県産の幼児用歩行器，青森県産のマネキン人形，青森県産の洋服飾り型類，青森県産の石こう製彫刻，青森県産のプラスチック製彫刻，青森県産の木製彫刻，青森県産の写真立て
第 2 1 類	青森県産の化粧用具，青森県産の家事用手袋，青森県産のガラス製又は陶磁製の包装用容器，青森県産のプラスチック製の包装用瓶，青森県産の食品保存用ガラス瓶，青森県産の台所用品（「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。），青森県産の清掃用具及び洗濯用具，青森県産のアイロン台，青森県産の霧吹き，青森県産のこて台，青森県産のへら台，青森県産の湯かき棒，青森県産の浴室用手おけ，青森県産の植木鉢，青森県産の家庭園芸用の水耕式植物栽培器，青森県産のじょうろ，青森県産の小鳥かご，青森県産の小鳥用水盤，青森県産のペット用食器，青森県産のペット用ブラシ，青森県産の寝室用簡易便器，青森県産の貯金箱，青森県産のお守り，青森県産のおみくじ，青森県産のせっけん用ディスペンサーボトル，青森県産のトイレットペーパーホルダー，青森県産の花瓶，青森県産の水盤

第 2 4 類	青森県産の織物, 青森県産のメリヤス生地, 青森県産のフェルト及び不織布, 青森県産のオイルクロス, 青森県産のゴム引防水布, 青森県産のビニルクロス, 青森県産のラバークロス, 青森県産のろ過布, 青森県産の布製身の回り品, 青森県産のかや, 青森県産の敷布, 青森県産の布団, 青森県産の布団カバー, 青森県産の布団側, 青森県産のまくらカバー, 青森県産の毛布, 青森県産の織物製テーブルナプキン, 青森県産のふきん, 青森県産のシャワーカーテン, 青森県産ののぼり及び旗(紙製のものを除く。), 青森県産の織物製トイレットシートカバー, 青森県産の織物製椅子カバー, 青森県産の織物製壁掛け, 青森県産の織物製又はプラスチック製のカーテン, 青森県産のテーブル掛け, 青森県産のどん帳, 青森県産の遺体覆い, 青森県産の経かたびら, 青森県産の紅白幕, 青森県産の黒白幕, 青森県産のビリヤードクロス, 青森県産のスリーピングバッグ
第 2 9 類	青森県産の菓子(動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。), 青森県産の食用油脂, 青森県産の乳製品, 青森県産の食肉, 青森県産の卵, 青森県産の食用魚介類(生きているものを除く。), 青森県産の冷凍野菜, 青森県産の冷凍果実, 青森県産の肉製品, 青森県産の加工水産物, 青森県産の加工野菜及び加工果実, 青森県産の油揚げ, 青森県産の凍り豆腐, 青森県産のこんにゃく, 青森県産の豆乳, 青森県産の豆腐, 青森県産の納豆, 青森県産の加工卵, 青森県産の即席みそ汁, 青森県産のカレー・シチュー又はスープのもと, 青森県産のお茶漬けのり, 青森県産のふりかけ, 青森県産のなめ物, 青森県産の豆
第 3 0 類	青森県産の茶, 青森県産のコーヒー, 青森県産のココア, 青森県産の氷, 青森県産の菓子(動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。), 青森県産のせんべい, 青森県産のパン, 青森県産のサンドイッチ, 青森県産の中華まんじゅう, 青森県産のハンバーガー, 青森県産のピザ, 青森県産のホットドッグ, 青森県産のミートパイ, 青森県産の調味料, 青森県産の香辛料, 青森県産のアイスクリームのもと, 青森県産のシャーベットののもと, 青森県産のコーヒー豆(生のもの), 青森県産の穀物の加工品, 青森県産のチョコレートスプレッド, 青森県産のぎょうざ, 青森県産のしゅうまい, 青森県産のすし, 青森県産のたこ焼き, 青森県産の弁当, 青森県産のラビオリ, 青森県産のおにぎり, 青森県産の即席菓子のもと, 青森県産のパスタソース, 青森県産の食用酒かす, 青森県産の米, 青森県産の脱穀

	済みのえん麦，青森県産の脱穀済みの大麦，青森県産の食用粉類，青森県産の米を主材とする凍結乾燥した惣菜
第 3 1 類	青森県産の動物用寝わら，青森県産の生花の花輪，青森県産の釣り用餌，青森県産の未加工のホップ，青森県産の食用魚介類（生きているものに限る。），青森県産の海藻類，青森県産の野菜，青森県産の糖料作物，青森県産の果実，青森県産の麦芽，青森県産のあわ，青森県産のきび，青森県産のごま，青森県産のそば（穀物），青森県産のとうもろこし（穀物），青森県産のひえ，青森県産の麦，青森県産の粳米，青森県産のもろこし，青森県産の飼料，青森県産の種子類，青森県産の木，青森県産の草，青森県産の芝，青森県産のドライフラワー，青森県産の苗，青森県産の苗木，青森県産の花，青森県産の牧草，青森県産の盆栽，青森県産の獣類・魚類（食用のものを除く。）・鳥類及び昆虫類（生きているものに限る。），青森県産の蚕種，青森県産の種繭，青森県産の種卵，青森県産の漆の実，青森県産の未加工のコルク，青森県産のやしの葉
第 3 2 類	青森県産のビール，青森県産の清涼飲料，青森県産の米を主原料とする清涼飲料（代用牛乳を除く。），青森県産の果実飲料，青森県産の飲料用野菜ジュース，青森県産のビール製造用ホップエキス，青森県産の乳清飲料
第 3 3 類	青森県産の清酒，青森県産の日本酒，青森県産の焼酎，青森県産の泡盛，青森県産の合成清酒，青森県産の白酒，青森県産の直し，青森県産のみりん，青森県産の洋酒，青森県産の果実酒，青森県産の酎ハイ，青森県産のビール風味の麦芽発泡酒，青森県産の薬味酒

様式第 1－1 号（第 4 条関係）

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用申請書

年 月 日

県産品販売・輸出促進課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用に関する管理要綱第 4 条の規定により、
下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用に関する管理要
綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者（法人、団体）の概要
- 2 使用目的（商品名、イベント名など）

※使用目的が該当するものに☑してください。但し、使用目的が複数ある場合は、青森
県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用申請書（別紙）を提出してください。

☐ 青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物

☐ 青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物を主原料として使用し青森県
内で製造された加工品（工芸品を含む。）

☐ 特色ある青森県の特産加工品（工芸品を含む。）

☐ 販売促進・PR 資材等への使用

- 3 使用する形態

※使用する商品等の見本（実物又は写真、図案等）必ず添付すること。

- 4 使用数量

- 5 使用期間

様式第 1－1 号（第 4 条関係）別紙

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用申請書（別紙）

使用目的が複数ある場合は、この用紙に情報を記載し、様式第 1－1 号（第 4 条関係）青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用申請書に添付してください。

その際は、申請書の使用目的には「別紙のとおり」と記入してください。

I 青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物

	品目名	産地	備考
1			
2			
3			

II 青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物を主原料として使用し青森県内で製造された加工品（工芸品を含む。）

	商品名	名称（品目名）	主原材料名	主原材料の産地	備考
1					
2					
3					

III 特色ある青森県の特産加工品（工芸品を含む。）

	品目名	産地	備考
1			
2			
3			

IV 販売促進・P R 資材等への使用

	品目名	産地	備考
1			
2			
3			

※該当項目表の追加、非該当項目表の削除は適宜変更して構いません。

様式第 1－2 号（第 4 条関係）

産地証明書

年 月 日

当社の
「青森県」の産地は、
産」であることを証明いたします。

事業者名	
住 所	
電 話	
証明書発行責任者	

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

殿

青森県観光交流推進部
県産品販売・輸出促進課長 印

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用許諾書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許諾します。

なお、使用に当たっては、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用に関する管理要綱の規定を遵守してください。

記

1 申請者
(住所及び氏名)

2 使用目的

3 使用する形態

4 使用数量

5 使用期間
年 月 日 ～ 年 月 日

6 使用許諾番号

様式第3号（第8条関係）

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用許諾変更申請書

年 月 日

県産品販売・輸出促進課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

年 月 日に使用許諾を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用に関する管理要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 使用許諾番号
- 2 使用許諾商品等
- 3 変更する事項
※使用許諾書及び変更後の商品等の見本（実物または写真、図案等）を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

様式第4号（第9条関係）

青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」使用中止届

年 月 日

県産品販売・輸出促進課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

年 月 日に許諾を受けた県産品ロゴマークの使用を中止するので、青森県産品ロゴマーク「AOMORI ONE」の使用に関する管理要綱第9条の規定により、届け出します。

記

- 1 使用許諾番号
- 2 使用許諾商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考